

◎新潟県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬取沢地区	東蒲原郡阿賀町豊実	次の図のとおり	土石流
下宮沢地区	東蒲原郡阿賀町豊実丁	次の図のとおり	土石流
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢(荒沢)地区	東蒲原郡阿賀町豊実丁	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）